

○景観整備機構

岡崎市では、特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りたを「景観整備機構」に指定しています。

指定番号	第 1 号
指定年月日	平成 25 年 10 月 4 日
法人の名称	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた
代表者の氏名	理事長 今井 敏眞
法人の住所	岡崎市六供町字杉本 78 番 1
主たる事務所の所在地	岡崎市六供町字杉本 78 番 1

景観整備機構とは、景観法第 92 条に基づき、民間団体や市民による主体的・自発的な景観形成の取り組みの推進を図るため、一定の景観の専門的知識や保全・整備能力を有している公益法人又は N P O 法人からの申請を受けて、市長が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。

今回指定した景観整備機構の法人には、景観法第 93 条に定められた業務のうち、以下の業務を担っていただきます。

- ☐ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ☐ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ☐ そのほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

今後、景観整備機構と本市が連携しながら、ともに良好な景観の形成に努めます。